

いじめ防止に向けた基本方針

1 いじめに対する基本認識「しない させない 許さない」

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、生活指導部だけでなく全教職員で組織的に対応する。

- (1) いじめは「しない・させない・許さない」を大原則として認識する。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、安全で安心できる居場所を提供する。
- (4) いじめる生徒に対しては、自他の心身を大切に、他者の考えを尊重する粘り強い指導を行う。

2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しやすいので、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。また、定期的に調査を実施する。
- (2) 生徒の行動を注視し、教職員が見過ごすことなく、的確に認知していく。
- (3) 保護者と情報を共有し、保護者の声への真摯な対応を行う。
- (4) 地域と日常的に連携し、地域からの声への真摯な対応に取り組む。

3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、早期に詳細な事実確認を行う。
- (2) 学年主任や校長は事実に基づき、生徒や保護者にしっかりと説明責任を果たす。
- (3) いじめる生徒には、重大性や緊急性をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (4) 警察や児童相談所等の関係機関に相談し、スクールソーシャルワーカー等と協力して指導する。

4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒がいじめ・人権問題を自分のことと考え、自ら行動する集団づくりに努める。
- (2) 特別の教科道徳・特別活動を通して、人権教育の推進を図る。
- (3) スクールカウンセラー、特別支援教室専門員等の活用を図る。
- (4) 教職員の人権意識を徹底し、正しい言葉遣いや言語環境の提供に努める。
- (5) SNS川中ルールを徹底し、生徒の自覚を高める。
- (6) インターネットによるいじめの未然防止教育の充実を図る。

5 校内組織

いじめの防止等に関する措置を組織的・実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を置く。この会は、毎週火曜日を定例の開催日とする。また、定例の生活指導部会、毎週月曜日の時間「いじめ対策」の時間を設定し、学年会等でいじめの把握・対応について、話し合う。